

《「令和7年度長野県食品衛生監視指導計画」を策定しました》

長野県では、食品の安全性を確保するために、県が行う食品衛生に関する監視又は指導の計画を、食品衛生法に基づき、毎年度策定しています。

この度、県民の皆様からのご意見を踏まえ、「令和7年度長野県食品衛生監視指導計画」を策定しましたので、お知らせします。

また、ご意見をお寄せいただいた県民の皆様には、厚く御礼申し上げます。

- 令和7年度長野県食品衛生監視指導計画の概要について
以下の3つを基本方針としています。

(1) 監視指導を 実施します

- ・HACCPに沿った衛生管理や、食中毒の防止に関する監視指導
- ・流通食品等の検査

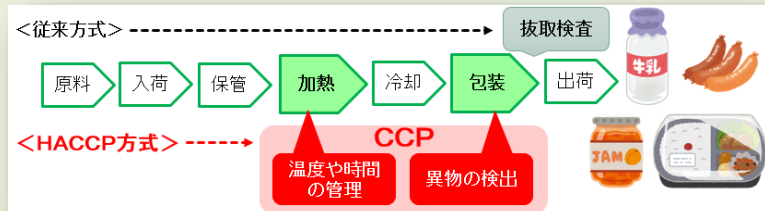
(2) 衛生管理を 支援します

- ・事業者自らが実施する衛生管理の促進
- ・人材の育成・資質の向上

(3) 県民と共に 進めます

- ・県民との意見の交換及び県民への情報提供（リスクコミュニケーション）

※ HACCP（ハサップ）とは、食品の製造過程で衛生管理を行う上での重要なポイント（CCP）を定め、このCCPを確認することにより、最終製品の安全性を保証するシステムです。



- 監視指導計画及び県民意見の募集結果等の資料の閲覧について
計画及び関係資料は、以下のホームページに掲載しているほか、県庁食品・生活衛生課、県庁行政情報センター、保健福祉事務所食品衛生相談窓口及び地域振興局行政情報コーナーで閲覧等できます。

ホームページアドレス：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/keisai/r7kekaku.html>



●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口